



先天性風しん症候群予防のための風しん予防接種費用の一部を助成します

風しんに対する免疫を持っていない女性が妊娠初期に風しんに感染すると、赤ちゃんにも感染し、白内障、先天性心疾患、難聴などの症状がある「先天性風しん症候群」の子どもが生まれる可能性があります。柳川市では、先天性風しん症候群の予防のために、妊娠を希望する女性及び妊婦の配偶者・同居者に対し、風しん予防接種費用の一部助成を実施します。

■対象者

風しんの抗体検査を受け、抗体価が低いことが確認された柳川市民で、次のいずれかに該当する人。※風しん予防接種の接種日時点で柳川市民の人が対象です。

- ① 原則20歳以上の妊娠希望者（妊婦は除く）
- ② 妊娠希望者又は妊婦の配偶者及び同居家族（妊婦が、風しん抗体検査で抗体価が低いことが確認されている場合）

※上記の「風しん抗体が十分でない」とは、風しん抗体検査の結果がHI法で16倍以下又はEIA（IgG）法で8.0未満と判定された人をいいます。

※産後の女性で、前回の妊娠時に風しん抗体価が低いと診断された人は、妊婦健診時の風しん抗体検査結果（母子健康手帳に貼付）でも可能です。助成金の申請時に提出してください。



■助成期間

平成31年4月1日から令和2年3月31日（申請及び請求締切日）まで

※接種後すみやかに申請してください。

※助成の対象となるものは、平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に行った、風しん予防接種の費用に限ります。

■抗体検査から予防接種のながれ

※予防接種を受ける前に、必ず風しん抗体検査を受けてください。

※風しん抗体検査は、県内の県が契約している医療機関にて無料で実施されています。電話による予約が必要な場合がありますので、福岡県のホームページで実施場所・日時・予約先電話番号一覧をご確認のうえ、事前にお問い合わせをお願いします。

※抗体検査の結果が出るまでに数日かかります。余裕を持って受診してください。

- (1) 事前に県が契約している医療機関に電話で予約をして、風しん抗体検査を受ける。
- (2) 抗体検査結果を確認する。

抗体価が十分 → 予防接種は不要 → 予防接種費用の助成対象外

抗体価が不十分 → 予防接種が必要 → 予防接種を受ける → 予防接種の費用を助成

- (3) 事前に医療機関に電話で予約をして、風しんの予防接種を受ける。医療機関にて予防接種の種類及び費用がわかる領収書または接種済証を受け取る。

■助成内容

- ・麻しん・風しん混合（MR）ワクチン : （上限）8,000 円
- ・風しん単独ワクチン : （上限）6,000 円

※医療機関で一旦全額自己負担していただき、後日、助成金を償還払いします。接種料金は医療機関で異なりますので、予約時に確認してください。

※なお、接種料金が、助成の上限額に満たない場合は、その額とします。

※助成は1人1回限りです。



■申請方法

柳川市役所健康づくり課健康係の窓口での**申請が必要です。** **必要書類**及び**印鑑**（シャチハタは不可）を持参してください。

《必要書類》

- 1) **抗体検査結果表の原本**
- 2) **予防接種の種類や費用がわかる領収書または接種済証の原本**
- 3) **接種を受けた人名義の預金通帳**（金融機関名・口座番号・口座名義人が確認できるもの）
- 4) **母子健康手帳（申請者が妊婦の配偶者の場合）**

※申請書等を審査した後に、指定された金融機関の口座に助成金を振込します。

（振込は申請後1か月以上かかることがあります。）



■注意事項

- 1) **妊婦への接種はできません。**
- 2) 女性が接種した場合は、**接種後2か月は妊娠を避けてください。**



※この予防接種は任意接種で、接種を強制するものではありません。あくまで接種を希望する人に対して助成を行うものです。接種については副反応や健康被害救済制度を確認の上、ご自身で判断してください。

■副反応について

予防接種を受けた後に副反応が現れることがあります。主な副反応として、発熱、発疹、注射部位発赤、注射部位腫脹等があります。副反応についての詳細は、接種する医療機関の医師におたずねください。

■健康被害救済制度

この予防接種は、予防接種法に基づかない任意の接種であるため、健康被害については、独立行政法人医薬品機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」が適用になります。

【問い合わせ先】 柳川市役所 健康づくり課 健康係（柳川庁舎1階14番窓口）
電話 77-8536（直通）

